# 事前評価調書

I 事業概要											
事	業名	農業	農村整備事業	(たん水防除	事業)						
地	区名	きんごう 三銀	。 『地区								
事	業箇所	とよはししじんのしんでんちょう 豊 <b>橋市神野新田 町</b>									
	業のあ らまし	水水にまっ	地帯である。 場が設置され 既設排水機場 ている。 のため、本事	施設は、昭和 、三河湾に対 は設置から 「業により排え	国部に位置し、梅田川・柳生川・豊川によってデルタ地帯を開拓した平坦な 受は、昭和57年度〜平成3年度にかけて県営たん水防除事業により三郷排 三河湾に排水している。しかし、流域内開発に伴い流出量が増大するととも 设置から30年以上が経過し排水能力の低下がみられ、湛水被害の恐れが高 こより排水機場を更新することで地域の湛水被害を防止し、農業経営の安定 D安全確保を図る。						
事業目標		【達成(主要)目標】 9.8 m/s の排水機場を整備することで、湛水被害を未然に防止し、農業経営の安定と地域住民の暮らしの安全確保を図る。 (基準雨量:323mm/3 日、1/20 年確率雨量) 【副次目標】 なし									
=	** #		事業費		内訳						
<del>*</del>	業費		18.7 億円 ■工事費 16.2 億円、■用補費 0.1 億円、■その他 2.4 億円								
事業期間		採护	ママップ マラス	<sup>2</sup> 成 31 年度	着工予定年度	平成 32 年度	完成予定年度	平成 37 年度			
事業内容		排水機場 1 箇所 ・三郷排水機場(φ1,500×2 台)									
П	評価										
① 事	1) 必要性		地区内の都市化に伴い流出量が増大するとともに、経年変化による排水施設の能力低下により農地や農業用施設のみならず公共施設等に多大な湛水被害を及ぼす恐れがある。 このため、早急に排水機場を更新し、地域の湛水被害を未然に防止する必要がある。								
業の必要性			А		果題又は将来の予 果題又は将来の予						
要性	判定				機場による強制! を向上する必要?		 或であり、能力但	氏下した排水機場を			

	1) 貨幣価値	【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】									
	化可能な	区分			事前評価時						
	効果(費				(基準	年:H3	0)		備考		
	用対効果		事業費				14.8	_			
	分析結	(億円)	その他費用注)	(0)			20.0	_			
	果)		合計	(C)			34.8	_			
		効果 (億円)	作物生産効果 維持管理費節減	<b>从</b> 田			18.4	_			
			災害防止効果(		3 在)		△ 1.6 85.4	_			
			災害防止効果(-		生		10.6	_			
			合計				112.8	_			
			水稻	<u>``</u>	(ha)		176.3				
			(	付面積(ha			5.4				
			昇足安囚 その	他			120.8				
<u> </u>			対効果分析結果				3.23				
筝			、社会的割引率	(4%)を用	いて現	在の位	西値に	奐算し.	たもの。	)	
②事業の効果			注)その他費用の内訳								
勮			①当該施設 再整備費+事業着工時点の資産価格ー評価期間終了時点の資産価格								
果											
			設と一体的に効 貴+事業着工時								
			買工爭未但工时 間∶47年(当該團					5 ] 时,	はい貝	<b>性</b>	
		八叶岬籾	间.4/牛(コ欧=	サネツエ	于初间	/ <del></del>	404/				
			直化可能な効果				_				
		「土地改良	と事業の費用対交	加果分析:	マニュア	゚ル」	(平成 2	7年9	月)に	よる。	
	2) 貨幣価値	該当なし	•								
	化困難な										
	効果										
		A:十分な事業効果が期待できる。									
		A	B: 十分な事	業効果が期待できない。							
	判定	【理由】									
	1) 事業計画										
				1							I
				H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		調	査・設計	$\longleftrightarrow$							
		用	 地補償		<b>←</b>						
			 事								
		II	- 機場工		•		<b>→</b>		•	<b></b>	
3		□ ⊢	<del>                                       </del>		4						
事業		Ⅱ ⊢	<u> </u>			-					
事業の実効性						17.0			1 7		
実			費 (億円) 17.0 1.7								
郊  性											
	2) 地元の合	ー ・ 地元からの申請事業であり、事前に地元関係者への説明などを行っており、概ね合意が得									
	意形成	られている		<b>-</b>	د . ا	· 1241	>	.,,,,,,,,	11		
210C0"00											

	3) 環境への 自然環境等に著しい悪影響を及ぼさないよう、魚類の工事区域外への一時移動や、低馬   後響   低振動・排出ガス対策型建設機械の使用等の対策を実施する。						
		A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。					
	判定	【理由】 円滑に事業が実施できる環境が整っており、計画の実行性が確保されている。					
	1) 代替案の	地区内の排水を本機場が担っており、施設の更新は必要不可欠である。また、30年以上					
4	比較検討	過した三郷排水機場を整備し、長寿命化をはかる場合、耐震補強が必要となるため、新たな					
事業手法の妥当性	結果	排水機場の建設と経済比較をした結果、現計画が最も妥当である。					
	判定	A: 手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B: 手段には代替性があり、改善の余地がある。 【理由】 経済性、現地状況等から、最も妥当な事業計画である。					

## Ⅲ 対応方針(案)

事業実施が

事業実施が妥当である。: 上記①~④の評価ですべてA判定であるもの。

妥当である。

事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

#### Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

\_

#### 【主な評価内容】

本事業は想定規模と同等の降雨がなければその効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の降雨が発生した場合にその効果を検証する。

#### V 事業評価監視委員会の意見

三郷地区の対応方針(案)〔事業実施〕を了承する。

### VI 対応方針

#### 事業実施